

金沢市まちの食料品店出店促進・販売力向上支援事業補助金交付要綱

(平成18年4月1日決裁)

改正 平成21年6月22日決裁

改正 平成22年3月24日決裁

全部改正 平成23年4月1日決裁

全部改正 平成24年4月1日決裁

改正 平成27年3月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において日常の食料品の小売店を営む中小企業者の振興並びに高齢者等の地域住民の買物の利便性の維持及び向上を図るため、中小企業者が行うまちの食料品店に係る出店若しくは増改築等又は販売力向上事業に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 日常の食料品 生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）第2条に規定する生鮮食品及び加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省第513号）第2条に規定する加工食品をいう。

(2) まちの食料品店 本市の区域内にある小売店で、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 当該小売店において前号に規定する生鮮食品の取扱いをしていること。

イ 当該小売店における商品の取扱高に占める日常の食料品の取扱高の割合が2分の1以上であること。

ウ 当該小売店の店舗の用に供される床面積が500平方メートル以内であること。

エ 次に掲げるものに該当しない小売店であること。

(ア) 本市の区域外に主たる事業所がある事業者が設置する大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の小売店

(イ) 2以上のまちの食料品店が集積している施設内の小売店

(ウ) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化

事業に係るコンビニエンスストア

- (3) 販売力向上事業 日常の食料品の販売機能の強化を行い、買物をしやすい環境の整備を行う事業をいう。
- (4) 増改築等 まちの食料品店の増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びにこれらに伴う附帯設備工事をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金は、まちの食料品店に係る出店若しくは増改築等又は販売力向上事業を行う中小企業者で、次に掲げる要件を備えるものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市の区域内において、主たる事業所を有していること（本市の区域内に主たる事業所を有する予定であることが明らかであると市長が認めるものを含む。）又は日常の食料品を取り扱う小売店を出店していること。
- (2) 市税を完納していること。

（対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) まちの食料品店の出店又は増改築等の工事に要する経費（次号に係る部分を除く。）で、当該経費が1,000,000円以上のもの
- (2) まちの食料品店の販売力向上事業として、次に掲げるいずれかの設備の購入に要する経費で、当該経費が500,000円以上のもの

ア 移動販売等に使用するための冷蔵設備を備えた車両

イ 冷蔵用ショーケース

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象経費に、同表の中欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める限度額を超えないものとする。

対象経費	補助率	限度額
前条第1号に掲げる経費	2分の1	2,500,000円
前条第2号に掲げる経費	2分の1	500,000円

(適用除外)

第6条 補助金は、当該補助金の交付の対象となる工事及び設備の購入に関し、この要綱又は他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた中小企業者に対しては、交付しない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年3月20日決裁)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちの食料品店出店促進・販売力向上支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にまちの食料品店に係る出店若しくは増改築等又は販売力向上事業を行う者に係る補助金について適用し、同日前にまちの食料品店に係る出店若しくは増改築等又は販売力向上事業を行った者に係る補助金については、なお従前の例による。